

議案第38号

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に、「54万円」を「58万円」に改め、

同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第6条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第26条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第28条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。